



インターネットのリスクからこどもの人権を守るために

現在、インターネットやスマートフォンが生活の中で欠かせないものとなっています。このことは大人に限ったことではなく、幼いころから身近に接している子どもたちの方が、より大きな影響を受けていると考えられます。もちろんICT(情報通信技術)は、子どもたちがこれからの社会を生きていくうえでなくてはならないものであり、ICTを活用する能力を高めることは、芦屋町でも学習の中の核として取り組んでいるところです。

一方で、個人情報流出のきっかけとなったり、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)でのいじめにつながったりするなど、子どもたちの人権侵害やトラブルの種になることも大きな社会問題となっています。



子どもたちの画像や住所・名前などの個人情報は、一度インターネットに流出すると拡散され、削除す

ることが極めて困難であり、被害を受けた子どもにとって重大な人権侵害となります。さらに、SNSでのやりとりから家出や自殺、または犯罪に巻き込まれるなどの問題も数多く発生しています。

インターネットは大変便利なものですが、大人たちの知らない間に世界中とつながってしまう危険性もはらんでいるのです。子どもたちがいじめや犯罪、個人情報の流出などの人権被害に遭わないように、家庭で使用時間や用途などのルールを決めフィルタリングサービス(青少年を違法・有害情報との接触から守るサービス)などの利用も検討してみたいかがでしょうか。また、さまざまな情報が飛び交うインターネットの中で、「何が正しい情報なのか」を見極められる判断力を育成することも大切です。スマートフォンやタブレットを与えっぱなしにせず、子どもたちがインターネットの世界の中で、誰とどんなやりとりをしているのか、定期的に大人と一緒に見るなどして、子どもと一緒に考えていきましょう。



消費者ホットニュース

SMS(ショートメッセージサービス)やメールでのフィッシング詐欺に注意!

<事例>

宅配事業者名でSMS(電話番号を利用してメッセージをやり取りするサービス)が届いた。近々荷物が届く予定だったので、SMSに表示されていたURLをクリックして、記載されていた指示通りにIDやパスワードなどをを入力した。しかし、その後10万円を不正利用されていたことがわかった。(60歳代)

<アドバイス>

●実在する組織や事業者をかたるSMSやメールを送信し、IDやパスワード、暗証番号、クレジット番号を詐取したうえ、クレジットカードなどを不正利用するフィッ

シングに関する相談が後を絶ちません。

- 国の機関や大手の宅配事業者、携帯電話事業者などになりすまし、フィッシングサイトに誘導する手口が増加しています。
- 求められるままに、安易に個人情報を入力しないようにしましょう。
- 誤って情報を入力してしまった場合は、同じIDやパスワードを使っているサービスを含め、すぐに変更しクレジットカード会社や金融機関などに連絡しましょう。



▷問い合わせ 芦屋町消費生活相談窓口
(環境住宅課内☎223-3543)



くらしの情報

問い合わせ（市外局番093）

役場・教育委員会	☎ 223-0881 (代)	山鹿公民館	☎ 223-1892
町民会館	☎ 223-0731	芦屋東公民館	☎ 222-1981
芦屋中央病院	☎ 222-2931	総合体育館	☎ 222-0181
中央公民館	☎ 222-1681	芦屋釜の里	☎ 223-5881
図書館	☎ 223-3677	芦屋歴史の里	☎ 222-2555

健康

若者健診は受けましたか？

「まだ若いから大丈夫」と思っていないですか。日本人の死因の多くは、がん、心臓病、脳卒中などの『生活習慣病』が占めています。生活習慣病は突然起こるものではなく、不健康な生活習慣の積み重ねが原因となって起こります。しかし、自覚症状がほとんどないため、気付かないうちに徐々に進行していきます。



若いころの『病気の芽』の放置は中高年の生活習慣病につながります。自分の今の健康状態を知り、病気の予防ができるように、若い今から年に1回健康診断を受けましょう。

▽対象 19～39歳で、職場などで健診を受ける機会がない人

▽健診を受けることができる町内の医療機関

●芦屋中央病院（☎2222・2932）

●柿木医院（☎2223・0027）

●須子医院（☎2223・0126）

●聖和会クリニック（☎2223・

1112）

●花美坂クリニック（☎2223・2500）

▽健診料 500円

▽健診内容 血液検査、尿検査、身体測定、腹囲測定、血圧測定、診察

※10月20日回、12月1日回は、芦屋中央病院で子宮頸がん検診も同時に受診できます。

▽持つてくるもの 受診券（ピンク色のはがき）・健康保険証・500円

※受診券をなくした人は健康づくり係（☎2223・3533）へ連絡してください。

▽受診期限 令和7年3月31日回まで

▽申し込み 医療機関へ直接予約してください。

※芦屋中央病院は2次元コードからも

予約できます。



申し込みフォーム

日本脳炎第2期の予防接種を受けましょう

日本脳炎は、ウイルスを持った蚊に刺されることで感染します。感染後、発症すると、突然の高熱や頭痛、おう吐などの症状が現れ、まひなどの後遺症が



残る場合もあります。

9～12歳の人は日本脳炎2期（1回接種）の対象者で、標準的な接種年齢は9歳です。

乳幼児期に受けた1期接種の続きで、免疫をつけるうえでとても大切な接種です。

2期接種が済んでいない人は接種を受け、免疫をつけましょう。

※平成19年4月1日以前に生まれた人で、まだ2期接種が済んでいない人は、20歳になる前までは接種を受けることができます。

※1期接種が完了していない人は、医師と相談のうえ、先に1期分を接種するようにしましょう。

不明な点があれば、健康づくり係へ問い合わせてください。

▽費用 無料

▽接種できる町内の医療機関

●柿木医院（☎2223・0027）

●須子医院（☎2223・0126）

●花美坂クリニック（☎2223・2500）

※このほか、福岡県内の予防接種広域化実施医療機関でも接種できます。

※接種前に必ず予約してください。

※保護者以外が同伴する場合は、委任状が必要です。

▽問い合わせ 健康づくり係（☎2223・3533）

子育て・相談

みんなで元気になろうや！
講座に参加しませんか

あなたの血液はサラサラ？ドロドロ？保健師・管理栄養士による講話や、バランスの取れた食事の試食を行います。月に1回、全5回コースの講座です。健康のことをみんなで学びましょう。

▽とき 第1回 10月29日 午前9時30分（9時15分から受け付け）～午後1時

▽ところ 中央公民館4階

▽対象 町内に住んでいる人

▽定員 15人

▽参加費 無料

▽持つてくるもの 健診結果表または血液検査結果、筆記用具

▽申し込み 10月22日 〆までに二次元コードから。

または健康づくり係（☎223・3533）へ



申し込みフォーム

人権生活相談

人権に関することや生活、就職、進学などの相談に応じています。

【定例相談】

◎10月3日 〆 橋本求相談員



幼稚園・保育所・認定こども園

園開放日

10月～12月

●愛生幼稚園（☎223・0358）

と き	内 容
10月10日 〆 10:00～11:30	入園説明会
11月7日 〆 10:00～11:30	秋の制作あそび
12月18日 〆 10:00～11:30	クリスマスを楽しもう

●若葉保育所（☎222・2624）

と き	内 容
12月17日 〆 9:50～11:00	わかばくらぶ 「テバタママジックショー」 ※1歳のこども対象・要電話予約

●認定こども園芦屋中央幼稚園（☎222・0327）

と き	内 容
10月15日 〆 10:00～11:30	幼稚園見学会（親子40組）
11月14日 〆 10:00～11:30	汽車バスに乗っていろいろな所に行ってみよう（親子25組）
12月18日 〆 10:00～11:30	絵画造形「いろいろな素材を使って楽しく作ろう」（親子25組）

日程は天候などで変更になる場合があります。また、事前に電話予約が必要なものもあります。申し込みや問い合わせは、直接、園へお願いします。

◎10月24日 〆 土肥孝明相談員
※時間は、いずれも午後2時～4時

▽ところ 山鹿公民館

【定例日以外】直接、相談員に連絡してください。

◎橋本相談員（幸町8番18号 ☎223・3203）

◎土肥相談員（浜口町4番12号 ☎222・0044）

不動産鑑定士による 不動産の無料相談会

土地の価格水準・賃料水準・有効利用などの相談に不動産鑑定士が応じます。



▽とき 10月28日 〆 午後1時～4時（3時30分まで受け付け）

土地の価格水準・賃料水準・有効利用などの相談に不動産鑑定士が応じます。

▽ところ 役場4階

▽定員 12人（組）

▽相談時間 1人（組）約30分

※遅れるときや相談の取り消しをする場合は、必ず連絡してください。

▽主催 公益社団法人福岡県不動産鑑定士協会

▽申し込み 10月1日 〆から庶務係（☎223・3572）へ

芦屋町ホームページ <https://www.town.ashiya.lg.jp>



たんぽぽコーナー



対象は、就学前のこどもと保護者です。

●問い合わせ 芦屋町子育て支援センター
「たんぽぽ」(☎221-2567)



♡にこにこ絵本

▷とき 10月7日(日)・午前11時～11時30分

♡絵本タイム

▷とき 10月18日(金)・午前11時～11時30分

♡親子教室「親子うんどう遊び」(10組限定)

▷とき 10月25日(金)・午前10時～11時

▷持ってくるもの 水分補給の飲み物

※動きやすい服装で来てください。

※10月11日(金)から予約開始

♡すくすく広場「ベビーマッサージ」(10組限定)

▷とき 10月29日(日)・午前10時～11時

▷持ってくるもの バスタオル、水分補給の飲み物

※10月15日(日)から予約開始

♡育児相談

【ほほえみ相談】小児専門の臨床心理士による相談

▷とき 10月2日(日)・午前10時～正午

10月の日曜開館日 6日・20日

※町内に住んでいる人のみ予約できます。

▷問い合わせ 健康づくり係(☎223-3533)

【離乳食の日】(5組限定)

栄養士による栄養指導と進め方相談

▷とき 10月8日(日)・午前10時30分～11時30分

※9月26日(日)から予約開始

※実際には食べませんが、家庭で作った離乳食や市販のベビーフードの形状や種類などのアドバイスをします。

【たんぽぽ相談】保健師・栄養士による相談

10月の相談日はありませんが、気になることがあれば、気軽に電話をしてください。

※次回は、11月12日(日)です。

みんな来てね、出前たんぽぽ広場

▷とき 10月16日(日)・午前10時～正午

▷ところ 山鹿公民館和室

※たんぽぽスタッフが絵本やおもちゃを用意して待っています。

令和7年度遠賀郡・中間市私立幼稚園・認定こども園の新入園児募集

※認定こども園(保育所部分)の新入園児募集は時期が異なります。

▶町内の私立幼稚園・認定こども園

①願書配布・受付開始日

配布 10月1日(日)から

受け付け 11月1日(金)から

②対象

平成31年4月2日～令和5年4月1日までに生まれた人

③入園見学会日程・参加予約・問い合わせ

※参加には事前予約が必要です。

■認定こども園芦屋中央幼稚園 10月15日(日)・午前10時～11時30分(☎222-0327)

■愛生幼稚園 10月10日(日)・午前10時～11時30分(☎223-0358)



芦屋中央幼稚園 遊び風景



愛生幼稚園 お楽しみワクワクDAY

▶遠賀郡そのほかの町・中間市の私立幼稚園・認定こども園

※詳しくは、各園に直接問い合わせてください。

遠賀町	遠賀中央幼稚園	☎293-0097
	岡垣第一幼稚園	☎282-0235
岡垣町	認定こども園岡垣中央幼稚園	☎282-0247
	認定こども園えびつ幼稚園	☎282-1135
水巻町	水巻聖母幼稚園	☎201-9559
	認定こども園水巻幼稚園	☎202-0001
	認定こども園水巻中央幼稚園	☎201-0419
中間市	はぶ幼稚園	☎245-0519
	明願寺幼稚園	☎246-1998
	中間東幼稚園	☎245-0968
	中間中央幼稚園	☎244-1530
	緑ヶ丘第三幼稚園	☎244-2487
	中間南幼稚園	☎246-1258
	砂山こども園	☎245-2525
	アンジュこども園	☎244-7670

相談・募集

無料法律相談

▽とき 10月15日(火)・

午後1時30分～4時

30分(時間指定不可)

▽ところ 役場2階

▽定員 6人(組)(事前申し込み先着順)

▽相談時間 1人(組) 30分

※申し込みは、1つの相談内容につき1枠です。

※遅れるときや相談の取り消しをするときは、必ず連絡してください。

※相談の内容に応じて、契約書などの関係書類(写しでも可)を持ってくるください。

※係争中の案件や刑事事件に関する相談、同一・同種の案件の反復的・継続的な相談は受け付けていません。

▽申し込み 10月1日(火)から庶務係(☎2223・3572)へ



行政相談月間

「歩道に凹凸があつて危ない」「困りごとの相談先が分からない」など、行政への苦情や疑問などはありませんか。

国から委嘱を受けた行政相談委員が、住民の皆さんの身近な相談相手として話を聞きます。相談は無料で、秘密は守られます。また、毎年9月から10月の2カ月間は『行政相談月間』です。芦屋町では、定例相談会に加え、10月に町内2カ所で巡回相談会を行います。気軽に相談してください。

■定例相談会

▽とき 10月9日(火)・午後1時～4時

▽ところ 中央公民館4階

※毎月第2水曜日の午後1時～4時に、中央公民館4階で相談に応じています。

■巡回相談会

▽とき ①10月23日(火) ②30日(火)・午後1時～4時

▽ところ ①山鹿公民館 ②芦屋東公民館

▽問い合わせ 行政相談委員 今村智皓さん(☎2223・2674)

庶務係(☎2223・3572)
総務省九州管区行政評価局(☎092) 431・7082)

町営住宅の入居者募集

▽募集団地 新緑ヶ丘団地Ⅱ世帯向け(2戸程度)
後水団地Ⅱ世帯向け(1戸程度)

▽応募資格 応募時点で町内に3カ月以上住民登録のある世帯または町内勤務者のいる世帯

※収入要件など、詳しくは、環境住宅課窓口で配布する募集案内を確認してください。

▽申し込み 10月1日(火)～15日(火)

※応募多数の場合は抽せん

▽抽せん会 10月31日(火)

※不参加でも当落に影響はありません。

※現在、所得制限外住宅に住んでいる人でも、要件を満たす場合は申し込みできます。

▽問い合わせ 住宅係(☎2223・3540)

お知らせ

新婚世帯・子育て世帯 民間賃貸住宅家賃補助金申請



町内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯や、町外から転入した子育て世帯に、最大72万円を商工会商品券で交付します。

▽対象世帯 新婚世帯、子育て世帯
※新婚世帯Ⅱ婚姻届出日の夫婦の合計年齢が80歳未満の夫婦を含む世帯。ただし、最初の補助金

の交付申請日が、婚姻届出日から1年以内であること

※子育て世帯Ⅱ転入時点で、6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあることを含む世帯

▽対象住宅 町内の民間賃貸住宅

※公的賃貸住宅、社宅などの給与住宅、対象世帯の親族が所有する住宅は対象外です。

▽対象要件

①居住する世帯全員の町税などの滞納がないこと

②自治区に加入していること

③申請者が住むために、建物所有者と賃貸借契約をして、家賃を払っていること

④生活保護などの公的制度による家賃補助を受けていないこと

▽対象期間 最長72カ月(6年間)

▽交付額 月額上限1万円

※芦屋町商工会商品券で補助年度分を一括交付します。

▽申し込み 11月22日(金)・午後5時までに環境住宅課に申請書を提出してください。

※申請書類は、環境

住宅課窓口にあります。また、町ホ

ームページからダ

ウンロードできます。

▽問い合わせ 住宅係(☎2223・3540)



町ホームページ



夜間飛行訓練を行います

平日昼間の訓練に加えて、次の日程で夜間飛行訓練を行います。



【ジェット機】

▷とき 10月8日(四)・9日(金)の日没～午後9時ごろ（予備日＝10日(金)・15日(金)・16日(金)・17日(金)）

【救難ヘリコプター・救難捜索機】

▷とき 毎週(四)・(金)の日没～午後9時ごろ
※天候不良の場合(四)・(金)・(金)が予備日です。

▷問い合わせ 航空自衛隊芦屋基地渉外室
(☎223-0981内線254)

マイナンバーカードの休日窓口を開設します



平日役場開庁時に、マイナンバーカードの受け取りや申請ができない人のために、次の日程で休日窓口を開設します。

▷とき 10月5日(金)・午前8時30分～正午

※急きょ中止になる場合は、ホームページに掲載します。

▷ところ 住民課窓口

▷持ってくるもの

【申請】 申請書（ない場合は役場で交付）、申請書貼付写真（ない場合は、申請時に無料で撮影）、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

【受け取り】 交付通知書、通知カード、本人確認書類、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

※本人確認書類は、公的機関が発行した免許証などの顔写真付きは1点、健康保険証などの顔写真がないものは2点必要です。不明な場合は問い合わせてください。

※手続きは本人のみできます。

※証明書の発行や転入・転出の異動の受け付けなどは行いません。

▷問い合わせ 住民係 (☎223-3531)



マイナンバー休日窓口ホームページ

2025年芦屋町ブランド認定商品を募集

芦屋町では、町の豊かな自然や文化などに育まれてきた素材や優れた技術から生み出された商品の魅力を町内外へ発信するため、芦屋町ブランド認定制度を行っています。2025年の認定対象となる商品を募集します。また、ブランド認定された商品の中から金賞を選定します。

▽募集商品 芦屋町内事業者が生産した商品または芦屋町産の原材料が含まれた商品

▽募集期間 9月25日(金)～10月31日(金)

▽応募方法 芦屋町ブランド認定申請書に記入のうえ、郵送（〒807-0198（住所記入不要）商工観光係）または持参（産業観光課窓口へ）して提出してください。

※申請書は、産業観光課窓口、芦屋町商工会、芦屋町観光協会にあります。また、町のホームページからダウンロードできます。

▽結果通知 12月ごろに結果を通知します。

▽問い合わせ 商工観光係（☎23-3542）



町ホームページ

町・県民税の申告のお願い

住民税の申告をしていない場合、住民税や各種保険料の算定に影響がある場合があります。そこで、令和5年中の収入申告をしていない人に対して、案内はがきを送付します。はがきが届いた人は、申告に必要な下記のことをそろえて、手続きをしてください。なお、来庁がむずかしい場合は連絡してください。

▷申告期限 10月31日(金)（土日祝日を除く）・午前8時30分～午後5時15分

▷ところ 税務課窓口

▷持ってくるもの

- 案内はがき
- 所得の内容が分かるもの（源泉徴収票など）
- 事業所得などがある人は経費が分かるもの（帳簿、領収書など）
- 生命保険、地震保険などの控除証明書
- 障害者手帳など（交付を受けている人のみ）

▷問い合わせ 課税係 (☎223-3534)



お知らせ

令和6年度福祉用具 セミナー・展示会

▽とき 11月8日(金)・午前10時～
午後3時30分

▽ところ クローバープラザ(春日市原町)

▽内容

○セミナー1

「2024年介護報酬改正のポイントと課題」・午前10時～正午

【講師】 国際医療福祉大学大学院保健医療学専攻福祉支援工学分野教授 東畠弘子さん、公益財団法人テクノエイド協会普及部長 兼試験研修部長 矢沢由多加さん

○セミナー2

「はじめての福祉用具の選び方・使い方」・午前10時～正午

【講師】 日本福祉用具供給協会九州・沖縄ブロック湯脇稔さん

○福祉用具体験 正午～午後3時30分(入退場自由)

約70社の福祉用具メーカーが参加し、最新の福祉機器を中心に一堂に展示します。メーカーの人が直接商品の実演や説明を行います。自由に触って、試して、体験してください。

▽対象 誰でも参加できます。

※福祉用具体験のみの参加も可

▽参加費 無料

▽申し込み 2次

元コードまたは電話で申し込んでください。



申し込みフォーム

福岡県社会福祉協議会 福祉・介護研修センター(☎092-584・3351)

婚活イベントに参加しませんか

▽とき 10月27日(日)・午前10時30分(10時15分から受け付け)～午後2時30分

▽ところ あしや砂像展会場(芦屋海浜公園レジャープールアクアシアン内特設会場)

※マリンテラスあしやで昼食

▽対象 27～40歳で次のいずれかに当てはまる人

●芦屋町・近隣地域に在勤・在住の独身男性

●福岡県・隣県に在勤・在住、芦屋町に興味がある独身女性

▽定員 男性8人、女性8人

▽参加費 2700円(入場料、昼食代を含みます)

▽申し込み 10月17日(日)までに2次元コードより申し込んでください



申し込みフォーム

トイレに異物を流さないでください！！

最近、家庭や事業所の排水管から流れた不織布、除菌ペーパー、水に溶けにくいティッシュなどがマンホールポンプ(※)に詰まって故障が頻繁に起こっています。

このような状況が続くと、トイレが流れなくなり、ハエ・蚊の発生や悪臭の原因にもなります。

トイレに異物を流さないでください。

皆さんが生活などで使った汚水は、家庭や事業所の排水管、また一部の地域ではマンホールポンプを経て、中ノ浜ポンプ場に集められています。

その後、集められた汚水は、中ノ浜ポンプ場から浄化センターに送られ、きれいな水に処理されて、遠賀川に戻されます。

下水道は、皆さん一人一人の財産です。排水管を詰まらせないように、思いやりを持って大切に使いましょう。

※マンホールポンプとは、マンホールの中に污水ポンプがあり、汚水を低いところからくみ上げて、各ポンプ場などに送り込む設備です(町内の低い場所47カ所設置)。

▷問い合わせ 下水道係(☎223・3549)



◀汚水ポンプに異物が詰まっている状況



◀マンホールポンプでの現地作業の様子



さい。

▽問い合わせ 福岡県出会い・結婚応援事務局（☎092）733・8202）

なみかけ遊歩道の一部を通行止めしています

なみかけ遊歩道の一部（なみかけ大橋付近、柏原西方付近）で通行に支障が出たため、状況が改善するまでの間、通行止めを行います。ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。



▽問い合わせ 商工観光係（☎223・3542）

ジョギング教室・マラソン大会

爽やかな秋風を感じながら走りませんか。

●ジョギング教室

▽とき 11月18日（金）22日（金）・午後5時30分～6時30分

▽ところ 祇園崎運動広場

●芦屋町マラソン大会

▽とき 11月24日（日）・午前9時開会式（8時30分から受け付け）、小雨決行

▽ところ 芦屋海浜公園芝生広場わんぱーく

▽種目 小学1～3年生11km、4～6年生・中学生女子2km、中学生男子・高校生以上3km

▽表彰対象 事前

に申し込んだ、町内在住者のうち①小学生各学年、②中学生、

③55歳未満、④55歳以上の各区分男女3位まで

※町外者も申し込みできます（オープン参加）。

▽申し込み マラソン大会のみ、11月8日（金）までに、芦屋町体育協会（☎222・0188）へ

カラスに注意してください！

カラスによる生ごみの散乱被害や威嚇、ふん被害を防止するため、ご協力をお願いします。

①ごみ出し時のお願い

ごみは決まった日時・場所に出し、防鳥ネットなどでごみをしっかり覆ってください。また、ネットに重石など置き、めくれないようにしてください。

②知らずにしている餌付けをなくす

何でも食べるカラスにとって家庭菜園やお供え物は、餌となります。無意識の餌付け（放置した野菜くずやお供え物、家庭菜園の取り残し果実など）になっていないかカラスの目線でチェックしてみてください。

③カラス対策は「慣れ」を防ぐことが重要

防鳥テープや爆音器、カラスの死骸模型、黒ビニールなどは、一時的には効果を発揮しますが、カラスはすぐに慣れてしまいます。「慣れ」を防ぐため、道具を複合的に組み合わせ、効かなくなったら片付け、別の道具を設置するなどの対策を行ってください。

④カラスの巣やひなに近づかないで

カラスは、巣やひなに近づくと後ろから威嚇する習性があります。親鳥の動きに注意し、その場から離れてください。

▷問い合わせ

カラスのごみ被害に関すること＝環境・公園係（☎223・3538）

そのほかカラスの被害に関すること＝農林水産係（☎223・3544）



お知らせ

あしや文化祭開催

町内の同好会による作品の展示やダンス、詩吟など日頃の成果の発表など、さまざまなイベントを予定しています。

【作品展】

▽とき 10月26日(土)・午前10時～午後5時、27日(日)・午前10時～午後4時

▽ところ 中央公民館

【歌と踊りのべいこ】



▽とき 11月3日(日)・午後1時30分開演(午後1時開場)

▽ところ 町民会館大ホール

【茶会】

▽とき 11月3日(日)・午前10時～午後3時

▽ところ 芦屋釜の里

▽問い合わせ 芦屋町文化協会(中

央公民館内 ☎222・1681)

※月曜日は休館です。

みんなのね・ん・きん

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは日本年金機構(年金事務所)が行います。

▷対象

①老齢基礎年金を受給している人

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上である
- 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

②障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

次の要件を満たしている必要があります。

- 前年の所得額が約472万円以下である

▷請求の手続き

①新たに年金生活者支援給付金を受け取る人

対象者には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが9月初旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入して提出してください。

※令和7年1月6日(日)までに請求手続きを完了すると、令和6年10月分からさかのぼって支給されます。

②年金を受給しはじめる人

年金受給の請求手続きとあわせて、年金事務所または市区町村に請求手続きをしてください。



日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内に注意してください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や口座番号・暗証番号を聞くことや、手数料などの金銭を求めることはありません。

▷問い合わせ

給付金専用ダイヤル (☎ <0570> 05 - 4092)



中央公民館講座

① 旅するように季節を味わう、マ
ンマの家庭料理

イタリアの秋
の味覚が楽しめる、マンマのイ
タリア料理を作
ります。今回の
メインは「ピア
ディーナ」。発
酵いらずの手軽
に作れる生地で、野菜たっぷりの
イタリア料理と一緒に作りましょ
う。初心者でも大歓迎です。プロ
が優しく指導します。男性受講者
も歓迎します。



▽とき 10月20日(土)・午前10時～
午後1時

▽ところ 中央公民館4階

▽講師 小笠英子さん(イタリア
料理研究家)

▽定員 16人(事前申し込み先着順)

▽参加費 2200円(材料費)

▽申し込み 10月1日(火)から・午
前9時～午後5時に電話(☎2

22・1681) または中央公
民館窓口へ

※月曜日は休館です。

② スマホ実践講座

日常生活に役立つ「スマートフ

オン(以下スマホ)のいろいろな
使い方、LINE(ライン)など
の実用的なアプリの活用を学ぶ講
座です。10回連続講座でじっくり
と勉強してみましよう。個人のス
マホを持ってきてください。また、
LINEのテキストを希望する人
には実費で販売します。

▽とき 11月5日～12月5日の毎
週火・木曜日・午前10時～正午

▽ところ 中央公民館4階

▽講師 石田 恵さん(アーニスト
カンパニー)

▽対象 町内に住んでいる人で、
スマホを持っていて、入力や検
索などの基本操作ができ、活用
方法を学びたい人

※申し込み締切日に定員に達しな
かった場合は、町外の人も先着
順で受講できます(受付期間は
町内の人と同じ)。

▽定員 15人(事前申し込み先着順)

▽申し込み 9月27日(土)～10月12
日(土)・午前9時～午後5時に電話

(☎222・1681) または中
央公民館窓口へ

※月曜日は休館です。

芦屋釜の里 秋の特別呈茶

深まる秋を感じながら抹茶を一
服いかがですか。

スーパーはまゆうと商店街の 利用者以外は長時間駐車 しないでください

スーパーはまゆう(船頭町)の東側駐車場は、
スーパーの閉店後でも商店街を利用する人のための
駐車場として開放しています。

しかし連日、長時間駐車している車両があり、
商店街を利用する人が駐車場を利用できない状況
が発生しています。長時間の駐車は、本来の利用
客の迷惑となりますので、ご遠慮ください。

▷問い合わせ 商工観光係(☎223・3542)



広報あしやに、広告を掲載しませんか

「広報あしや」では、事業所や会社、店舗などの広
告を有料で掲載しています(制限事項あり)。

▷規格 白黒で1枠87×50mm(この記事の枠内)

▷掲載料金 1枠1万円で、2月以上掲載が条件

▷申し込み 掲載希望号の2カ月前の1
日までにシティプロモーション係(☎

223・3571)へ申込書を提出



広告掲載
ホームページ

お知らせ

10月は「骨髄バンク推進月間」です

白血病などの治療に有効な骨髄などの移植を行うには、善意の骨髄提供者（ドナー）が必要です。1人でも多くの患者を救うため、ドナー登録にご協力をお願いします。また、ドナー登録の推進や移植によるドナーの経済的負担を軽減するため「骨髄等移植ドナー助成事業」を行っています。骨髄バンク事業にドナー登録を行い、骨髄などの提供を行った人には、最大20万円を助成しています。詳しくは町ホームページを確認してください。



骨髄等移植ドナー助成事業 ホームページ

▽問い合わせ 助成金健康づくり係（☎2223・3533）ドナー登録日本骨髄バンク（☎（03）5280・1789）

乳児にはちみつを 与えないでください

1歳未満の乳児にはちみつを与えると乳児ボツリヌス症を引き起こすおそれがあります。乳児ボツリヌス症とは筋力低下や反射減弱、重症の場合は呼吸困難、呼吸停止を引き起こし、死に至ることもある食中毒です。

乳児ボツリヌス症を引き起こす原因のボツリヌス菌の芽胞は、腸内で増殖できませんが、消化器官が未熟な1歳未満の乳児では増殖してしまいます。またボツリヌス菌の芽胞は加熱しても死滅しません。



乳児ボツリヌス症の予防のため、1歳未満の乳児にはちみつを与えないでください。

▽問い合わせ 健康づくり係（☎2223・3533）

アッシーのデザインが 使用できます

芦屋町イメージキャラクター「アッシー」のデザインは個人・法人・営利・非営利を問わず誰でも無料で使用することができます。ただし、営利を目的として使用する場合は申請が必要です。詳しくは町ホームページを見てください。



アッシーデザイン
ホームページ

▽問い合わせ シティプロモーション係（☎2223・3571）

出前講座でまちのことを知り まちづくりに参画してみませんか

出前講座とは、皆さんが聞きたい内容を講座メニューの中から自由に選び、町職員が講師となり、話をお届けするものです。防災から介護、町政の仕組み、体験型の講座まで内容はさまざまです。

【参加した人の感想】



大変分かりやすく勉強になりました。違う講座も受講したいです。



このような講座があることを知人にも紹介したいです。

▷対象者 町内に在住、在勤する5人以上で構成された団体やグループ

▷講師料 無料

▷申込方法 出前講座受講申込書に必要事項を記入してメールまたは企画政策課窓口に出

※申し込み前に担当係に開催日や内容を相談してから申し込んでください。

▷申込期限 開催日の20日前まで

▷問い合わせ シティプロモーション係（☎2223・3571）

※詳しい内容は町ホームページを見てください。

▷令和5年度 人気の出前講座

1位 消費者センスを身につけよう

2位 「芦屋かるた」で芦屋を学ぼう

3位 今日からできる災害への備え～わが家の防災、まちの防災～



出前講座
ホームページ



芦屋歴史紀行

その三百四十一

今回から新人学芸員が、芦屋町の歴史を基本から探る不定期連載をお届けします。

初回は、「芦屋」の地名の由来を辿っていきます。

●「芦屋」という地名

「芦屋」という地名の意味は、「芦（植物）が生い茂り、芦葺き屋根の家が建っている場所」と考えられています。では、いつから「芦屋」と呼ばれはじめたのでしょうか。

●「あしや」の初出

平安時代後期、源俊頼（1055～1129年）の私家集「散木奇歌集」（1127～1128年ごろ成立）があります。

俊頼は、父経信が嘉保2（1095）年に大宰権帥（大宰府の長官）に任命されたことで、父とともに大宰府へ下向します。しかしその2年後の承徳元（1097）年に父経信が大宰府で亡くなったため、俊頼は帰京することになりました。延喜式（平安時代中期に作られた法律の施行細則をまとめたもの）に「凡山陽、南海、西海道等府国、新任官人赴任

者、皆取海路（西日本の役所に新しく任命された役人は全員海路を取る）」とあるように、俊頼も船で京へ戻ります。その途中で芦屋に泊まり、詠んだ和歌の中に「あしや」が登場します。



『散木奇歌集』（国文学研究資料館所蔵）
出典：国書データベース、<https://doi.org/10.20730/200000268>

『あしやといふ所にて びわ法師の
びわをひきけるをほのかにききて
むかし思ひ出らるる事ありて
なかくる ほどのしづくに
びわのをと ひきあわせても
ぬるるそでかな

濱にあみのみゆるをみてよめる
吹まよふ 風もとまらぬ
あみのめに いかでなみだの
うかぶなるらん
雨ふりければ苦といふ物をふくを
みてよめる

我袖に とま引かけよ 舟人よ
なみだのあめの 所せき身そ
よもすがら 思ひつづけてよめる

つくし舟 うらみとつみて
もどるには あしやのねても
しらねをぞする』

（引用：散木奇歌集）

●漢字で記された「芦屋」

同じ平安時代後期、応保・長寛（1161～1165）年間に成立した「本朝無題詩」という漢詩集があります。その中に、「芦屋」が登場する積蓮禪の「著葦屋津有感（芦屋津に著きて感あり）」という漢詩があります。この詩は大治3（1128）年から天承元（1131）年ごろ作られたと考えられ、「旅人をのせた舟が津に向かつて、川を上下しながら集っている。川の両岸には東側も南側も、民家の屋根が重なって見える。土地の風俗で毎朝野菜を売っている。魚釣り船は夜とおし松明をたいていた。」という内容です。芦屋には多くの舟が集まり、川の両岸に民家が立ち並ぶ港町としてにぎわっていた様子が書かれています。

●芦屋の由来

芦屋町は、平安時代には「芦屋」と呼ばれていたことが分かります。

た。2つの文献から、平安時代の芦屋は、芦葺き屋根の民家が立ち並び、さまざまな人が集まるにぎやかな港町だったと考えられます。

（芦屋歴史の里）

編集後記

▼八朝の節句記念撮影でプロカメラマンに同行しました。町の撮影にも協力してくれて、良い表情を撮るために工夫をしてくれます。「（赤ちゃん）見えなくなった人をキョロキョロ探していたので、好きかなと思って『いないいないばあ』したら笑ってくれました！」など、赤ちゃんをよく観察して、一人一人に合わせたあやし方で笑顔を引き出していました。私も見習いたいと思います。

（野中）
▼芦屋町の10月はイベント沢山！皆さん情報カレンダーを見て、イベントに参加して、芦屋の秋を体験してみてください。

（手塚）

